

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 9 月 9 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は平成 19 年度以前、時効一杯までの在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）関連施設への固定資産税を徴収せよ。

我々の仲間に話したら、過去に朝鮮総連が不当に支払いを免れていないか市長へ質問状を送付していることがわかった。その結果、朝鮮総連関連 18 施設への固定資産税が減免されている。理由は、「大阪は在日の割合が多い、よって在日に施設を開放するということはその地域に開放したことになる。よって公民館と同じ扱いする。これは市長の裁量権だ。」という。

大阪市は「在日外国人の為の公民館的施設である」と言うが、減免している 18 施設の場所が明らかにされていない。即ち在日外国人の為にではなく、朝鮮総連関係者しか利用できない公民館施設と言わざるを得ない。そこで、独自にこの 18 施設を調べたところ、12 施設が判明した。

大阪市は他の町に比べ確かに在日の割合が多いが全人口の半分を超えているわけでもない。特定の人（在日）のみに開放する施設を「公民館」扱いとし適正な固定資産税を課さず減免する市長の裁量に私たちは承服できない。

平成 16 年 5 月 19 日、全く同種の監査請求を求めた。ところが貴委員は請求を棄却した。

それ以来 5 年の月日が流れた。社会の情勢は変化し、世論は我々の主張を援護する。

平成 20 年度の監査を請求すると我々が想定した 18 施設どころか「在日外国人のための公民館的施設」は 46 か所もあり、朝鮮総連関連施設も 20 施設あることがわかった。我々が知らなかった想像を絶する事態であり金額も大変高額である。私が拉致問題に興味を持ち始めたのは最近であり、このような減免が長きに渡り行われているとは全く知らなかった。

よって、大阪市は平成 19 年度以前、時効一杯までの朝鮮総連関連施設より固定資産税を減免することなく厳格に徴収するよう監査を請求する。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項は、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとし、正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

請求人は、期間徒過の正当理由について、「私が拉致問題に興味を持ち始めたのは最近であり、このような減免が長きに渡り行われているとは全く知らなかった。」と主張するが、平成 19 年度以前の減免適用を問題にするのであれば、仮に、本市が個別の施設の所在地や減免適用の有無等を回答できないとしていたとしても、平成 19 年度末（平成 20 年 3 月 31 日）までには当該行為のすべてがなされているであろうこと、また、平成 20 年度末（平成 21 年 3 月 31 日）までには監査請求期間である 1 年を経過するであろうことは容易に推認できるとみるのが相当である。

また、請求人は、もとより、施設の個別減免適用の違法不当性を問題とするのではなく朝鮮総連関連施設に係る減免適用自体を一体として裁量逸脱がある旨主張しているのであって、（自ら根拠とする最高裁判例（平成 19 年 11 月 30 日）等を契機として、）遅くとも平成 20 年度末においては監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、その時点からおよそ半年近くを経てなされた本件請求には、期間徒過の正当な理由があるとは言えない。

したがって、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

なお、本件請求自体は、上記のとおり法律上の要件を満たすものではないと判断せざるを得ないが、請求人は、本件請求に先立ち、平成 20 年度の減免適用を対象とする住民監査請求（平成 21 年 6 月 25 日付け）を行い、監査の結果、監査対象局（財政局）による減免適用の前提となる調査手続に問題点が含まれていると言わざるを得ない状況が判明し、使用実態、とりわけ施設各室の使用実態について、監査対象局において引き続き調査を継続し、検証すべき旨の意見を付したところでもある（平成 21 年 8 月 20 日付け大監第 34 号）。

所管局（財政局）においては、本件請求で問題とされている平成 19 年度以前の時効にかかっていない固定資産税の減免適用についても、可能な限り同様の対応をとるべきであると思料するので、この際あえて付言する。